別紙

要 求 仕 様 書

１．概要

本要求仕様書は、「ドラフト装置」について定めたものである。

今年度、分離準備室に高速抽出装置と溶媒濃縮装置を導入するに伴い、作業環境の健全性と安全性を確保するためドラフト装置を導入し、そのための給排気設備、空調設備の工事を実施する。

２．基本仕様

ドラフト装置はペトロリオミクス棟内の分離準備室（図 1 参照）に設置し、併せて付随工事を実施する。その際には以下の各仕様を満足すること。

2.1 ドラフト装置（図 2,3 参照）

室内にドラフトチャンバーを設置し、屋上に排気ファンを設置して排気する。排気速度は労働安全衛生法を満足する仕様とする。設置する機器、ダクト類はいずれも地震対策として床、壁、天井、コンクリート台などに固定する。

① 間口幅 175cm 以上、内部奥行 75cm 以上、高さ 225cm 以上のドラフトを室北西側に設置すること。（ダルトンの RF-8-1800 型と同等の仕様、縦扉式）
② 幅 40cm、高さ 120cm と同等の開放部を設けた際に排気速度が 0.5m/s 以上を有すること。
③ 上記排気能力を有する排気ファンを屋上に設置し、ダクトでドラフト装置に接続すること。
④ 屋上の排気ファンは指定したコンクリート台上等に固定し、出口は雨水の浸入防止対策を取ること。
⑤ 屋外の排気ダクトには台風などの強風に耐え得るような固定工事を行うこと。
⑥ 排気ファンの電源配線は電気容量と設置場所により配線ルートを決めること。
⑦ 排気ファンの配電盤（漏電ブレーカ付）はドラフト装置付近に給気・空調設備と共に設置すること。
⑧ 排気ダクトは金属製とし、ダクト内外に腐食防止処理済みの材料を使用すること。
⑨ ドラフト装置に 100V,15A の三芯式、二口のロック式コンセントを床上 90cm 以上の高さに４ヶ所設置すること。
⑩ 窒素と空気配管を接続（室内の配管を分岐し接続）すること。
⑪ 水道水配管、排水配管を接続すること。
⑫ ドラフト装置は床への固定を行う。

2.2 給気・空調設備の設置工事（図 2,3 参照）

① 室内の空調用吹き出し空気はワンスルーとし、給気を兼ねること。
② 給気・空調設備、ダクト類は天井、壁、床、コンクリート台などに固定する。屋外のダクトは金属性とし、塗装を行うこと。
③ 給気は排気に見合う風量とし、雨水対策の取られたダクトで屋外から給気する。給気は西側壁穴を通してダクトで空調室内機に導くこと。

④ 空調室外機、給気ファンは屋上の指定場所に設置する。
⑤ 空調室外機、給気ファンはアンカー固定にて防振ゴムを設置する。
⑥ 空調室内機から室内吹き出し口までのダクトは保温材で保温して室天井部の 2 箇所から分散板を通して吹き出すこと。
⑦ 室内吹き出し口はダブルナットで固定すること。
⑧ 室内の空調は夏季が 28℃以下、冬季が 18℃以上でのコントールを可能とすること。
（外気条件は夏季：最高気温 35℃、湿度 70%　冬季：最低気温－3℃、湿度 10%を使用）

2.3　電気工事（図 3 参照）
① 100V、15A、3 芯式、2 口のロック式コンセントを壁部に 2 箇所（床上 900㎜ 以上）設置すること。
② 設備の電源用とコンセント用の分電盤は既設分電盤から分岐して設置する。使用するブレーカは漏電、過電流対応仕様とすること。
③ 屋上の排気ファン用電気ケーブルを敷設すること。
④ 給排気及び空調設備の操作盤は第二燃焼室側の壁に設置すること。
⑤ 屋外の電気ケーブルは塗装した金属製配管で覆うこと。

2.4　給排水工事
給水、排水工事を実施すること。

2.5　建築工事（図 3 参照）
(1) 塗床工事
床全体をボウジンテックス#2000（色はライトベージュ系）シーラー塗りとすること。
(2) 塗壁工事
床より 3.7m までの壁の塗装を実施すること。
但し、既存のガス配管・電管への塗装は不要。

2.6　撤去・補修工事
不要電気配線の撤去

３．設備の調整と検収データ採取
設備設置後は調整を行い、仕様書及びカタログ記載内容を満足する検収データを採取して検収記録として弊所に提出すること。

４．機器の取り扱い教育
検収データ採取後、弊所担当者へ下記の教育を行うこと。
① 設備及び付属設備の機能
② 機器本体及び付属設備のメインテナンス方法
③ 機器全体の取り扱い上の注意点
④ 機器の取り扱い方法

５．見積り範囲

① 設備の設計、製作、搬入、据付
② 付属設備の搬入、据付
③ 設備の試運転調整
④ 設備の性能確認検査
⑤ 検収成績書の作成
⑥ 機器取り扱い説明書の提出とその教育
⑦ 消防署、労働基準監督署への届出の助成業務（図面作成など）

６．業務範囲

当該設備導入に伴う貴社業務は次の通りとする

① 設備（本体及び付属品）設置仕様書の作成
② 設備の設計、製作、現地搬入据付工事
③ 設備の試運転調整
④ 設備の性能確認検査
⑤ 設備の取り扱いに関する教育
⑥ 消防署、労働基準監督署への届出の助成業務（図面作成など）
⑦ 見積り範囲外の工事が発生する時は別途打ち合わせとする

７．一般事項

7.1 適用法規、基準

本業務遂行にあたっては、設計、製作、施行、運転等において、関連する下記の法規基準等を適用するものとし、工事契約者は本件工事に関わる法的手続きが必要な場合には、適用法規に規定された手続きを行うものとする。

・労働安全衛生法　　・大気汚染防止法
・建築基準法　　・高圧ガス保安法
・消防法　　・電気事業法
・騒音・振動規制法　　・その他関連法規、基準

7.2 適用規格

本業務遂行にあたっては、下記の規格等を適用するものとする。

・JIS 関連規格　　・JPI 関連規格
・工場電気設備防爆指針　・その他関連規格

7.3 検収

検収は下記、全ての事項が満足していることを弊所が確認した時をもって完了したものとする。

(1) 本仕様書に記載した仕様が全て満足されていること。
(2) 弊所の定めた方法により試運転を行い、本仕様書に記載された性能が全て満足されていること。

(3)　完成図書等の書類が完成し、提出されていること。

完成図書は下記の書類をもって一式とする。

①　確定仕様書（技術計算・検討書を含む）

②　製作図

③　検収成績書

④　取扱説明書

⑤　打合せ覚え書等当所が必要とする書類

7.4 異常時の処置

検収により異常が発見された場合、その原因が貴社の設計、製作、施工等に起因している場合は、速やかに貴社の責任において弊所の承認を受け、無償で必要な変更改造取替え等の処置を講ずるものとし、更に弊所の検収を受けなければならない。

7.5　保証

貴社は納入した物件が検収後１年以内に、貴社の設計、製作、施工等に起因し、品質性能上等に何らかの異常が発見された場合は、弊所の指定する時期に無償にて補修または取替え等を行い、弊所の検収を受けなければならない。

7.6　その他

①　本仕様書に定めない事項は、別途協議のうえ定めるものとするが、貴社はこれまでの経験、実績等を活かし、適切な助言を行い、最良の設備となるよう努めなければならない。

②　納期の遅延が貴社の責任範囲内において明らかになった場合は、速やかに弊所に連絡し、別途協議するものとする。

③　納入に伴う工事では電源、飲料水、トイレは無償支給するが、それ以外の用役は貴社で用意すること。

④　納入作業を開始する一週間前までには「作業申請兼火気使用願書」に必要事項を記入して提出する。

⑤　構内は火気厳禁のため喫煙は弊所職員に指定された場所で行なうこと。

以　上

図－１　ペトロリオミクス研究棟　レイアウト

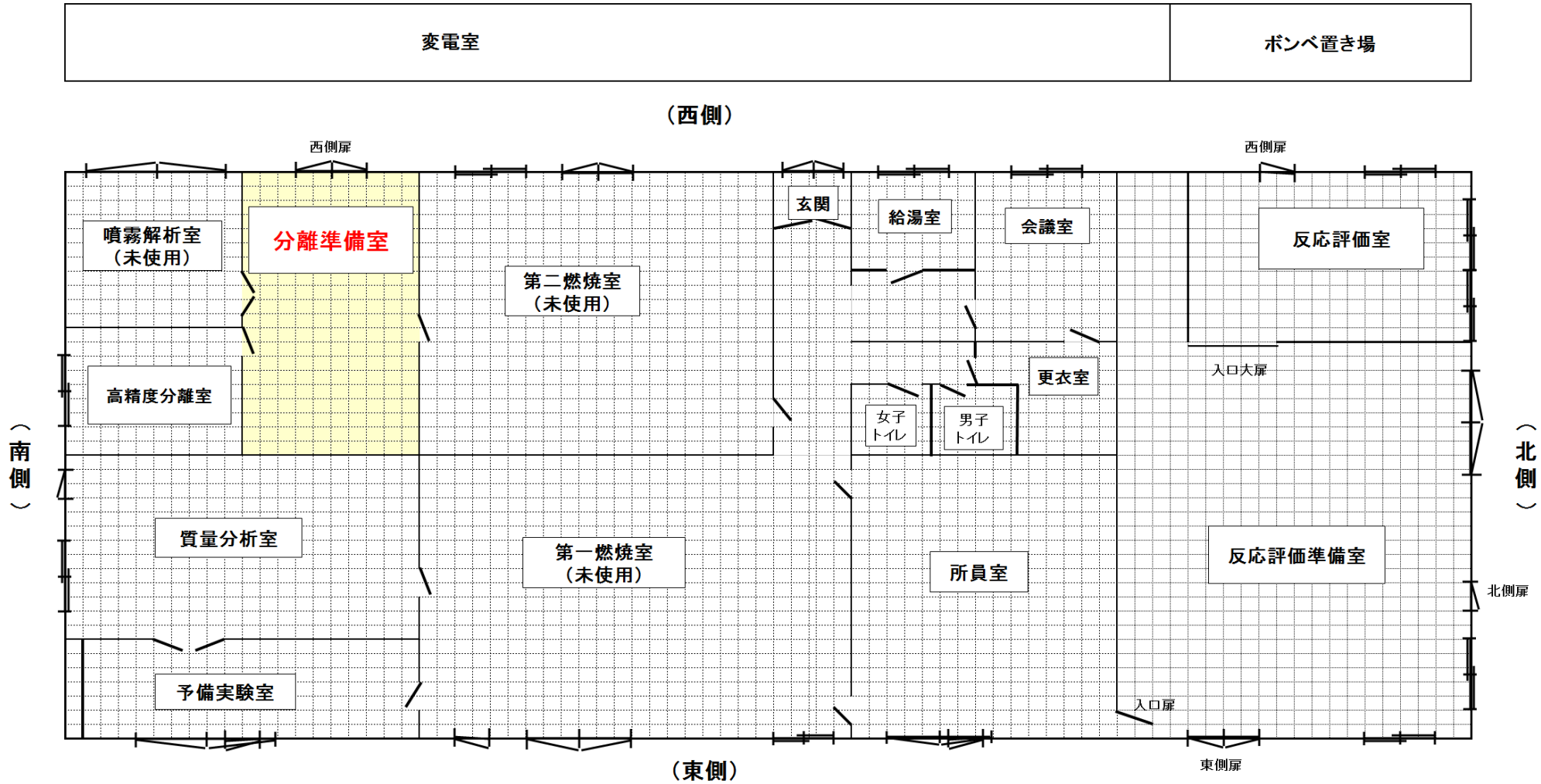

図－２　ドラフト設置工事（概要）

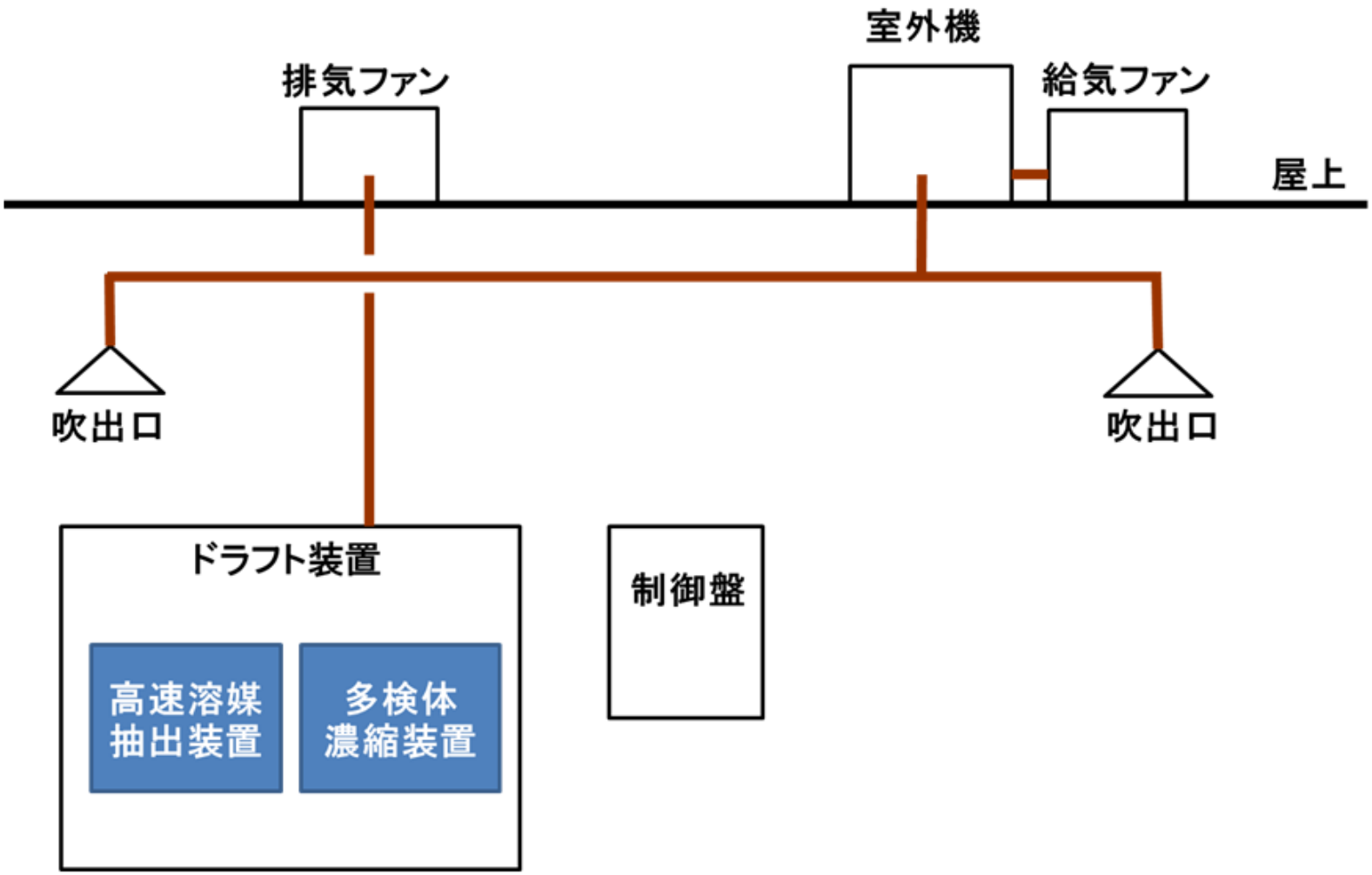

図－３　分離準備室ドラフト設置工事（詳細）